

証券コード 4716

平成24年8月8日

株 主 各 位

東京都港区北青山二丁目5番8号

日本オラクル株式会社

取締役 代表執行役社長 遠藤 隆雄

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を使用することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「4. 議決権の行使等に関する事項」に従ってお早めに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年8月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番3号
グランド ハイアット 東京 3階「グランドボールルーム」
※開催場所が前回と異なりますのでご注意ください。
3. 株主総会の目的事項
 - 報 告 事 項 第27期（平成23年6月1日から平成24年5月31日まで）事業報告
ならびに計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役8名選任の件
 - 第2号議案 取締役、執行役および従業員に新株予約権を発行する件

4. 議決権の行使等に関する事項

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成24年8月23日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、平成24年8月23日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。その際は、次頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、計算書類ならびに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきます。

(<http://www.oracle.com/jp/corporate/investor-relations/index.html>)

◎ その他のお願い

災害等、不測の事態が発生した場合には、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、ご来場の際には本紙末尾あるいは会場内の避難通路のご案内も確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、場内の空調を弱めに設定し、また、役員および運営スタッフも軽装で対応させていただきます。ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成24年8月23日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
5. 招集ご通知の受領方法について
- ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。
- （携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

<p>システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話 0120-173-027（受付時間9：00～21：00、通話料無料）</p>
--

(提供書面)

事業報告

(平成23年6月1日から
平成24年5月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における日本国内の経済環境は、円高、欧州の政府債務危機、タイの水害等の影響もあったものの、東日本大震災後のサプライチェーンの立て直し等により企業活動に持ち直しの動きが見られ、IT投資も回復してまいりました。

このような状況において、当社は、平成23年6月30日に発表いたしました中期経営計画の2つのイニシアチブである、成長戦略「Growth Initiatives」と経営基盤整備の「Foundation」に取り組み、営業体制の強化、パートナー様との協業強化、新製品の積極的な投入等を行い、お客様との関係をより深め、さらなる成長を実現すべく様々な施策を進めてまいりました。

また、平成24年4月に「Oracle OpenWorld Tokyo 2012」と「JavaOne Tokyo 2012」を開催いたしました。オラクルの製品戦略、技術情報、導入事例等をお客様に直接お伝えし、今後のビジネスの拡大につなげる機会といたしました。

このような経営活動の結果、当期の売上高は142,919百万円（前年同期比7.7%増）、営業利益は40,432百万円（前年同期比8.7%増）、経常利益は40,480百万円（前年同期比8.5%増）、当期純利益は23,709百万円（前年同期比7.4%増）となり、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益とも過去最高となりました。

各部門の営業の概況は次のとおりであります。

【ソフトウェア・ライセンス】

売上高は42,452百万円（前年同期比9.8%増）となりました。

当部門は企業等のIT基盤に利用されるソフトウェアの新規ライセンスを販売しており、データベース管理ソフトウェアおよび高い信頼性と拡張性のあるIT基盤を実現する各種ミドルウェア製品の新規ライセンスを販売する「データベース&ミドルウェア」、ERP等の業務アプリケーションの新規ライセンスを販売する「アプリケーションズ」から構成されます。

データベース&ミドルウェアの売上高は37,551百万円（前年同期比11.4%増）となりました。

データベース統合、経営情報基盤の刷新、災害対策やBCP(事業継続基盤)構築等の案件を確保し、また、クラウド環境構築やExadata等のエンジニアド・システムの提案を積極的に推進し、主力のデータベース管理ソフトウェアやExadata用ソフトウェア、アプリケーションサーバーを中心としたミドルウェア製品等が堅調に推移いたしました。

平成23年6月には「Oracle Business Intelligence R11.1.1.5」、11月には「Oracle Database Firewall」、平成24年1月には「Oracle WebCenter」を、2月には「Oracle WebLogic Server 12c」を提供開始いたしました。

アプリケーションズの売上高は、経済環境やIFRS(国際財務報告基準)の強制適用時期の動向等を踏まえ、投資に慎重なおお客様が見られる一方、企業活動のグローバル化等に対応したIT投資を積極的に行うお客様もあり、4,900百万円(前年同期比1.2%減)となりました。

平成23年7月には「JD Edwards EnterpriseOne」をクラウドで提供するサービスをパートナー様企業との協業により開始、10月には「Oracle Hyperion Financial Management」の短期導入ツール群の最新版「Japan Starter Kit2」、平成24年1月には「PeopleSoft Human Capital Management 9.1」の機能追加パッケージ「PeopleSoft HCM 9.1 Features Pack 2」、2月には「Oracle Global Trade Management」、ならびに「JD Edwards EnterpriseOne」の最新技術基盤「JD Edwards EnterpriseOne Tools 9.1」とスマートフォン専用のアプリケーションを、3月には新しい業務アプリケーション製品群「Oracle Fusion Applications(オラクル・フュージョン・アプリケーションズ)」を発表、5月には経営管理アプリケーション群の最新版「Oracle Enterprise Performance Management System R11.1.2.2」を提供開始いたしました。

【アップデート&プロダクト・サポート】

売上高は64,986百万円(前年同期比4.9%増)となりました。

当部門は、ソフトウェア・ライセンスを利用されているお客様に更新版等のアップデートや技術サポートを提供しております。

お客様のIT環境を支え、維持管理コストを削減し、企業価値向上につながる「My Oracle Support」のサービス内容の訴求やパートナー様企業との協業推進等により、新規にライセンスを購入されたお客様からの新規契約と既存のお客様からの契約更新を確保し、堅調に推移いたしました。

【ハードウェア・システムズ】

売上高は20,484百万円（前年同期比32.7%増）となりました。

当部門は、サーバー、ストレージ、Exadata等エンジニアド・システムのハードウェアの販売およびそれらのオペレーティングシステム（OS）や関連ソフトウェアを提供する「ハードウェア・システムズ・プロダクト」、ハードウェア製品の技術サポート、修理、メンテナンスの提供およびOS等関連ソフトウェアの更新版等の提供を行う「ハードウェア・システムズ・サポート」から構成されます。

ハードウェア・システムズ・プロダクトの売上高は11,053百万円（前年同期比243.5%増）となりました。従来から取り扱っていたExadataの販売増に加え、旧サン・マイクロシステムズ株式会社（以下サン）がパートナー様企業と締結していた販売代理店契約の当社への移管および変更手続が前年度中に完了したことに伴い、サンのサーバーやストレージ製品の販売が増加いたしました。

平成23年10月には「SPARC T4サーバー」および「SPARC SuperCluster T4-4」を、11月には「Oracle Database Appliance」を、平成24年1月には、ストレージ製品「Pillar Axiom 600」、3月には、「SPARC T4」プロセッサ搭載のエントリ・モデル「Netra SPARC T4サーバー」、高速分析専用のエンジニアド・システム新製品「Oracle Exalytics In-Memory Machine」、4月には、ビッグデータから最大限のビジネス価値を引き出すエンジニアド・システム新製品の「Oracle Big Data Appliance」を、5月には新しい「Sun x86」サーバー製品群を提供開始いたしました。

ハードウェア・システムズ・サポートの売上高は9,430百万円（前年同期比22.8%減）となりました。新たに販売されたハードウェア製品に対するサポート装着率は増加しておりますが、期初のサポート対象期間終了（EOSL）製品の増加により前年同期比減少となりました。また、平成24年4月にはサポート・ポリシーを変更し、システムを長期間利用したいという顧客の要望に対応した新しいライフタイム・サポートポリシーを導入いたしました。

【サービス】

売上高は14,995百万円（前年同期比10.2%減）となりました。

当部門は、予防保守サービスやクラウド型サービス等の高付加価値サービスを提供する「クラウドサービス*」、技術者や利用者向けの研修事業や技術資格の認定事業を提供する「エデュケーションサービス」、当社製品の導入支援を行う「コンサルティングサービス」から構成されております。

クラウドサービスの売上高は4,073百万円（前年同期比6.1%増）となりました。付加価値型サービスのAdvanced Customer Support Servicesを中心に堅調に推移いたしました。平成24年3月には、「Oracle Exadata」をオラクルの専門技術者が遠隔地から監視および運用管理を行うクラウド型の運用管理サービス「Oracle Exadata On Demand」を提供開始いたしました。

エデュケーションサービスの売上高は1,562百万円（前年同期比9.6%減）となりました。期初は新卒向けの研修を中心に好調でしたが、景況感の不透明さが強まってきた影響を受けました。平成23年8月には「MySQL」の技術者認定資格試験、12月には「Oracle Solaris 11」の研修コースの提供を開始いたしました。

コンサルティングサービスの売上高は9,359百万円（前年同期比15.9%減）となりました。データベース&ミドルウェアのコンサルティング案件は堅調に推移し、また、アプリケーションズのコンサルティング案件は回復の兆しが見られるものの、一部案件が震災の影響によりキャンセルされたこともあり売上高が減少しました。

* クラウドサービス：従来のアドバンスト・サポートから名称を変更いたしました。

各部門別の売上高は次のとおりであります。

区 分	第 26 期 平成23年 5 月期		第 27 期 平成24年 5 月期		
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	対前期比 %
データベース & ミドルウェア	33,706	25.4	37,551	26.3	11.4
アプリケーションズ	4,960	3.7	4,900	3.4	△1.2
ソフトウェア・ライセンス	38,666	29.1	42,452	29.7	9.8
アップデート&プロダクト・サポート	61,924	46.7	64,986	45.5	4.9
ソフトウェア関連計	100,591	75.8	107,439	75.2	6.8
ハードウェア・システムズ・プロダクト	3,217	2.4	11,053	7.7	243.5
ハードウェア・システムズ・サポート	12,219	9.2	9,430	6.6	△22.8
ハードウェア・システムズ	15,437	11.6	20,484	14.3	32.7
クラウドサービス	3,838	2.9	4,073	2.8	6.1
エデュケーションサービス	1,728	1.3	1,562	1.1	△9.6
コンサルティングサービス	11,129	8.4	9,359	6.5	△15.9
サービス関連計	16,695	12.6	14,995	10.5	△10.2
合計	132,724	100.0	142,919	100.0	7.7

(注) 金額は単位未満を切り捨て、構成比ならびに対前期比は単位未満を四捨五入で表示しております。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は260百万円であります。その主な内容はコンピュータ機器類や器具備品等の購入によるもの247百万円であります。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得および差入保証金の支払を含んでおります。

(3) 対処すべき課題

当社の経営の基本方針である、「ITの新しい価値を創造し、お客様の成功と社会の発展に貢献する」の実現に向け、オラクル・コーポレーションの積極的な製品開発およびM&A戦略の成果を最大限に活用し、「お客様との長期的なパートナーシップの構築」を目指し、成長戦略の推進と経営基盤の整備を進めてまいります。

この実現に向けて、平成26年5月期までの中期経営計画「持続的成長に向けて2014」を立案し、成長を実現する「成長戦略-Growth Initiatives」と経営基盤の強化を推進する「経営基盤-Foundation」の2つの観点からの施策を進めてまいります。

「Growth Initiatives」では、圧倒的な市場シェアを誇るデータベースをはじめとして、ハードウェアからアプリケーションまで、豊富かつ競争力のある製品群をベースに、市場を牽引する「ソリューション展開・提供」と、市場カバレッジと営業力強化を主軸とした「ビジネスモデル」という2つの観点からの施策を進めてまいります。

①ソリューションの展開・提供

1) 次世代ITシステムの提言

システム開発は構築型から設定型へ、かつ簡素化へ、プロジェクト期間は短期間へ、ITリソースは分散から集約へ——“作らないシステム”へのITの潮流変化を体現するEngineered Systems, SOA, Oracle Fusion Applicationsといった製品・ソリューションや仕組みとしてのクラウドコンピューティング実行環境を全て持ち合わせているオラクルの総合価値を提供していくことで、お客様の経営環境変化に貢献していきます。

2) クラウドコンピューティング

Cloud Servicesとして、ソフトウェアをサービスとして提供するSoftware as a Service (SaaS)に加えて、お客様のシステム環境をホスティングおよび管理するサービスを提供し、また、プライベート・クラウドを構築しようとする企業やパブリック・クラウドを構築しようとするサービス・プロバイダーには、Platform as a Service (PaaS) および Infrastructure as a Service (IaaS) に関する包括的なソリューションを提供します。このような豊富なクラウド・ポートフォリオを展開することで、クラウドコンピューティング市場の成長に向けてリーダーシップを発揮していきます。

②ビジネスモデル

1) 市場へのアプローチ戦略 (Go To Market Model)

お客様にオラクルの総合力をお届けすることでお客様の経営課題の解決を支援し、また、製品の価値を最大限にお届けする専門性を一層強化することで、長期的視点でお客様との真のパートナーシップを構築し強化していきます。またパートナー様との戦略的協業を推し進め、事業拡大を行っていきます。

2) IT戦略全般にわたる深い関係構築 (Engagement Model)

長期契約、包括契約を視野に入れながら、お客様のプロジェクトに最大限に貢献できる体制を整え、相対的なTCO (Total Cost of Ownership, 総所有コスト)削減に貢献いたします。

3) ITライフサイクル全般にわたる関係構築

お客様のITシステムの全体最適化を目指し、コンサルティングから設計、構築、運用・保守に至るまでシステムライフサイクルを総合的にサポートし、お客様の保守・運用コストの削減や、事業価値の最大化につなげることで、事業拡大を目指します。また、お客様の既存システムを有効に活用しながらビジネス変化に柔軟に対応できる企業システムを実現する、技術・製品・ソリューションを提供することで、システムの開発手法含め、ITの新しい形を目指しながら事業拡大を行っていきます。

「Foundation」では、「Growth Initiatives」の実現に向けて、多様かつ専門的な才能を持った人材を育成し、また、グローバルの経営資源を積極的に活用できる総合経営基盤を創出します。

- ・「Oracle Japan Values」を定め、社員の価値観の共通基盤として全社に浸透・定着するよう活動を進めています。
- ・「自由闊達で挑戦意欲、革新性にあふれる文化」と「互いが信頼で結ばれ、称え合うことができる風土」を醸成するために、タウンホールミーティングや各種セッション、イノベーションアワード創設などの取り組みを実施してまいります。
- ・持続的成長には人材の確保とリーダー人材育成が重要であり、その仕組みと運用に注力することで人が育つ会社へと変革していきます。また、社員個々人が多様な専門スキルの向上ができる環境を整えていきます。

- ・事業構造の変化に応じた利益管理体制を強化し、間接部門を中心に業務体制の見直しを進めると同時に、会社全体で業務の効率化とスリム化の推進をします。
- ・親会社であるオラクル・コーポレーションが積極的な買収戦略を展開した結果、市場から高い評価を頂いているデータベースをはじめとする従来のオラクル製品に追加して、さまざまな有効なソリューションが提供可能となりました。また、IP(Intellectual Property, 知的財産)を速やかに実装させた製品をご提供すること、また、それを実現する開発力がオラクルの価値の一つであります。日本オラクルは、この強力なオラクル・コーポレーションのIT牽引力・技術力・経験値を有効な経営資源として最大限活用してまいります。

この施策を通じて、売上高、営業利益の高いレベルの成長を実現し、企業価値の極大化に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第24期 平成21年5月期	第25期 平成22年5月期	第26期 平成23年5月期	第27期 (当事業年度) 平成24年5月期
売上高(百万円)	115,788	110,833	132,724	142,919
経常利益(百万円)	39,030	39,149	37,316	40,480
当期純利益(百万円)	22,740	22,862	22,065	23,709
1株当たり 当期純利益(円)	178.94	179.89	173.62	186.55
総資産(百万円)	118,699	125,951	132,982	111,493
純資産(百万円)	84,079	85,573	86,176	60,438
1株当たり 純資産額(円)	658.13	668.10	671.67	468.20

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、オラクル・ジャパン・ホールディング・インク（米国カリフォルニア州）であり、当社の議決権の75.0%（株式数94,967千株）を保有しております。なお、同社は当社の実質的な親会社であるオラクル・コーポレーション（米国カリフォルニア州）の子会社であります。

当社は、オラクル・コーポレーションおよびその子会社から製品の供給を受け、製品仕入代金や製品売上高の一定割合のロイヤルティを支払っております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

当社は、クラウドコンピューティング環境を含む様々なIT環境を構築・実行するための、リレーショナルデータベース管理システム、ミドルウェアおよびアプリケーション等のソフトウェア・ライセンスおよびサーバーやストレージ等のハードウェア・システムの販売、ならびにこれら製品の導入や利用を支援するためのサービスの提供を行っており、各事業の主な内容は次のとおりであります。

部 門		事業内容
ソフトウェア・ライセンス	データベース&ミドルウェア	OLTP (オンライントランザクション処理)、DWH (データウェアハウス)、BI (ビジネスインテリジェンス) 等様々な目的やアプリケーションに利用されるリレーショナルデータベース管理システム「Oracle Database」、ならびに、高い信頼性と拡張性のあるIT基盤を実現する各種ミドルウェア製品群から構成される「Oracle Fusion Middleware」および開発・管理用ソフトウェアのライセンス販売。
	アプリケーションズ	ERP (統合基幹業務管理)、CRM(顧客情報管理)、SCM(サプライチェーンマネジメント)、EPM (企業パフォーマンス管理)、Industry Specific Applications (業界特化型ソリューション) 等を提供するOracle Applicationsのライセンス販売。
アップデート & プロダクト・サポート		ソフトウェア・ライセンスのアップデート (更新版)、パッチ (プログラム修正) 等の提供およびMy Oracle Support等インターネットや電話を通じた技術サポートの提供。
ハードウェア・システムズ	ハードウェア・システムズ・プロダクト	SPARCマイクロプロセッサやIntel社のマイクロプロセッサを搭載したサーバー、データ資産をテープやディスク等を利用して安全に管理・保存するストレージおよびOracle ExadataやOracle Exalogic Elastic Cloud等のハードウェアとソフトウェアを統合したEngineered Systemsの販売、ならびにOracle SolarisやOracle Linux等のオペレーティングシステム(OS)やハードウェア関連ソフトウェアの提供。
	ハードウェア・システムズ・サポート	サーバー、ストレージ等の製品の修理、保守、技術サポートおよびOS等関連ソフトウェアへの更新版やパッチの提供。
サービス	クラウドサービス	クラウドサービス (旧Oracle On Demand) や予防的サポート「アドバンスト・カスタマー・サポート・サービス」等の高付加価値サービスの提供。
	エデュケーションサービス	当社製品の技術資格の認定、システム技術者およびエンドユーザーを対象とした研修事業の提供。
	コンサルティングサービス	ユーザーのシステム構築に関する支援のための各種コンサルティングサービスの提供。

(7) 主要な事業所

平成24年5月31日現在

本	社	東京都港区北青山二丁目5番8号
支	社	北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区）、中部支社（名古屋市中区）、西日本支社（大阪市北区）、九州支社（福岡市中央区）
支	店	北陸支店（石川県金沢市）、中国・四国支店（広島市中区）、沖縄支店（沖縄県那覇市）
研修センター		トレーニングキャンパス青山（東京都港区）、トレーニングキャンパス大阪（大阪市北区）、トレーニングキャンパス福岡（福岡市中央区）
オフィス		用賀オフィス（東京都世田谷区）、豊田オフィス（愛知県豊田市）

(8) 従業員の状況

平成24年5月31日現在

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
2,586名	+1名	38.7歳	7.1年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、他社からの受入出向社員（592名）、嘱託社員（2名）を含んでおります。なお、平均年齢、平均勤続年数には、受入出向社員、嘱託社員は含めておりません。

2. 会社の株式に関する事項

平成24年5月31日現在

- (1) 発行可能株式総数 511,584,909株
 (2) 発行済株式の総数 127,097,471株 (うち自己株式数5,085株)
 (3) 株主数 42,290名
 (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
オラクル・ジャパン・ホールディング・インク	94,967	74.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,042	0.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	788	0.6
ステートストリートバンクウェストペンションファンドク ライアンツエグゼンプト	701	0.6
ジェービーエムシービーオムニバスユーエスペンショント リーティージャスデック380052	599	0.5
ノーザントラストカンパニー (エイブイエフシー) アカウ ントユーエスエル	595	0.5
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	535	0.4
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505225	475	0.4
ステートストリートバンクウェストクライアントトリー デー	408	0.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	403	0.3

(注) 持株比率は、自己株式 (5,085株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員の保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成24年5月31日現在

① 取締役（社外役員を除き、執行役を含む。）の保有する新株予約権等

発行日	新株予約権等の数 (注) 1	目的となる株式の種類および数	保有者数	行使に際して出資される財産の価額	行使期間および行使の条件 (注) 2
平成20年6月30日 (注) 3	340個	普通株式 34,000株	1名	4,679円	平成22年6月30日から 平成29年8月29日まで
平成20年10月15日	520個	普通株式 52,000株	2名	4,787円	平成22年10月15日から 平成30年9月30日まで
平成21年10月15日	550個	普通株式 55,000株	2名	3,930円	平成23年10月15日から 平成31年9月25日まで
平成22年10月15日	550個	普通株式 55,000株	2名	4,338円	平成24年10月15日から 平成32年9月22日まで
平成23年9月28日	700個	普通株式 70,000株	2名	2,698円	平成25年9月28日から 平成33年9月13日まで

② 社外取締役（社外役員に限る。）の保有する新株予約権等

発行日	新株予約権等の数 (注) 1	目的となる株式の種類および数	保有者数	行使に際して出資される財産の価額	行使期間および行使の条件 (注) 2
平成23年9月28日	50個	普通株式 5,000株	2名	2,698円	平成25年9月28日から 平成33年9月13日まで

(注) 1. 新株予約権等1個につき付与される普通株式の数は100株であります。

2. 次頁(2)注2・3と同様です。

3. 従業員として在籍中に付与されたものです。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員に対し交付した新株予約権等の状況

発行日	新株予約権等の数 (注) 1	目的となる株式の種類および数	割当を受けた者の数	行使に際して出資される財産の価額	行使期間および行使の条件 (注) 2・3
平成23年 9月28日	2,387個	普通株式 238,700株	255名	2,698円	平成25年9月28日から 平成33年9月13日まで

- (注) 1. 新株予約権等1個につき付与される普通株式の数は100株であります。
2. 以下の区分にしたがって、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- (a) 行使期間開始日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- (b) 行使期間開始日より2年経過した日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および執行役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
遠藤 隆雄	取締役 指名委員会 委員長 報酬委員会 委員長 代表執行役 社長 最高経営責任者	オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント
野坂 茂	取締役 執行役員 副社長 最高財務責任者 管理部門 統括	—
デレク・エイチ・ ウイリアムズ	取締役 監査委員会 委員長 指名委員会 委員長 報酬委員会 委員	オラクル・コーポレーション エグゼクティブ・バイス・プレジデント
ジョン・エル・ ホール	取締役 指名委員会 委員長 監査委員会 委員	オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント オラクル・ユニバーシティ
エリック・ アール・ポール	取締役 監査委員会 委員長 報酬委員会 委員	オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント トレジャラー
グレゴリー・ アール・ デイヴィス	取締役 報酬委員会 委員長 監査委員会 委員長 指名委員会 委員	オラクル・コーポレーション アジア・パシフィック アンド ジャパン バイス・プレジデント ファイナンス
大岸 聡	取締役 監査委員会 委員	西村あさひ法律事務所 パートナー のぞみ債権回収株式会社 取締役
村山 周平	取締役 監査委員会 委員	公認会計士村山周平事務所 所長

- (注) 1. 取締役 デレク・エイチ・ウイリアムズ、ジョン・エル・ホール、エリック・アール・ポール、グレゴリー・アール・デイヴィス、大岸聡および村山周平の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査委員会委員 村山周平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. オラクル・コーポレーションは、当社の実質的な親会社であります。当社と同社との関係につきましては「1. 会社の現況に関する事項 (5) 重要な親会社および子会社の状況 ①親会社との関係」をご参照ください。
4. 大岸聡氏はのぞみ債権回収株式会社の取締役を兼任しておりますが、同社と当社の間取引関係はありません。
5. 大岸聡氏および村山周平氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、東京証券取引所に対して届出ております。

(2) 取締役および執行役の報酬等

取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針等

取締役および執行役の報酬は、基本報酬部分および業績連動型賞与部分の2つからなっており、それぞれ以下の方針に基づいて決定しております。

(a) 基本報酬部分

同業他社の支給水準を鑑み、役割、職責に見合った報酬水準を設定しております。

(b) 業績連動型賞与部分

その期の会社が重点を置くべき項目（売上・利益等）を指標として設定し、期初に立てた目標値の達成度に応じて支給されます。営業利益目標の達成度、当社ライセンス製品の対前期比の売上成長、ハードウェア事業のマージン（営業利益）という複数の指標に基づき、会社業績と密接に連動させることにより、経営者としての責任や結果を明確に反映させるシステムを採用しております。

取締役および執行役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	146百万円 (18百万円)
計	5名 (3名)	146百万円 (18百万円)

- (注) 1. 社外取締役1名は平成23年8月25日開催の第26回定時株主総会の終結をもって任期満了により退任しております。
上記の表には取締役4名（うち社外取締役2名）に対する新株予約権の当事業年度に係る費用39百万円（うち社外取締役分0百万円）が含まれております。なお、当事業年度においては取締役4名（うち社外取締役2名）に対して750個（うち社外取締役50個）の新株予約権を付与しております。
2. 役員退職慰労金制度はありません。
3. 上記の表には当事業年度に係る取締役4名（うち社外取締役2名）に対する賞与引当額21百万円（うち社外取締役4百万円）が含まれております。
4. 当社の執行役は全員取締役を兼務しており、執行役としての報酬はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社との関係

「(1) 取締役および執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

(a) 当事業年度中に開催された取締役会および各委員会への出席状況

(出席回数/開催回数、「―」は担当外の委員会)

氏名	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
デレク・エイチ・ ウィリアムズ	8/8	5/5 (委員長)	3/3	2/2
ジョン・エル・ ホー	7/8	4/5	2/3 (委員長)	―
エリック・ アール・ボール	8/8	5/5	―	2/2
グレゴリー・ アール・ デイヴィス	8/8	4/5	3/3	2/2 (委員長)
大岸 聡	6/8 (注) 2	3/5 (注) 2	―	―
村山 周平	6/8 (注) 2	3/5 (注) 2	―	―

- (注) 1. 村山周平氏は、会社法施行規則第132条第5項第3号イに基づく特定監査役であります。
2. 大岸聡氏、村山周平氏は平成23年8月25日付で就任した新任取締役であり、同日付で監査委員会に選任されているため、選任後当事業年度中に開催された取締役会および監査委員会の出席回数を記載しております。なお、両氏はその全会に出席しております。

(b) 発言等の状況

- ・デレク・エイチ・ウィリアムズ氏は、当社の属する事業分野や、提供する製品・サービスに精通した立場から、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を適宜行っております。
- ・ジョン・エル・ホール氏は、当社の属する事業分野や、提供する製品・サービスに精通した立場から、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を適宜行っております。
- ・エリック・アール・ボール氏は、当社の属する事業分野や、提供する製品・サービスに精通し、またファイナンス分野の豊富な経験を踏まえ、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を適宜行っております。
- ・グレゴリー・アール・デイヴィス氏は、当社の属する事業分野や、提供する製品・サービスに精通し、またファイナンス分野の豊富な経験を踏まえ、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を適宜行っております。
- ・大岸聡氏は、弁護士としての企業法務に関する専門的見地から、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を適宜行っております。
- ・村山周平氏は、公認会計士としての企業会計に関する専門的見地から、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	59百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、同条の規定に従い、監査委員全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関わる重要な会議の議事録、重要な意思決定に係る記録などの文書の管理に関する規程を制定する。当該規程を制定または改定するときは、取締役会の承認を得ることとし、当該規程による管理の対象となる文書は、必要なときに検索および閲覧が容易な状態で保管する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規程・ガイドラインの制定、教育等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる執行役を定める。

③ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 代表執行役の業務執行を補佐し、取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定するための会議を開催する。

(ii) 執行役および使用人の責任と権限の範囲を明確にする規程を制定し、その責任と権限の範囲で、業務執行が効率的に行われる体制をとる。

④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) オラクル・グループの企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。

(ii) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、使用人の法令違反について通報することができる体制をとる。

(iii) 内部統制システムの構築、維持、向上のため、各担当部門が、社内規程等の制定・運用、法令および社内規程等に関する研修を行う。

(iv) コンプライアンスについての責任者を任命し、これにより当社のコンプライアンス体制の整備を図る。

(v) 監査部門を設置し、内部監査に関する規程に従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図る。

- ⑤ 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) オラクル・グループとしての企業倫理規程を定める。
 - (ii) コンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、法令違反について通報することができる体制をとる。コンプライアンスに係る内部通報窓口とは別に、取締役会が任命する執行役及び執行役員の不正行為について、監査委員会に通報することができる体制をとる。
 - (iii) 当社は、親会社の内部監査部門の定期的な監査を受け入れ、その監査結果について報告を受ける。
 - (iv) 当社は、当社子会社の内部監査を行い、その結果について取締役会および監査委員会に報告する。
- ⑥ 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助するため、事務局を置く。
- ⑦ 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項
前号の事務局に属する使用人の任命、異動、評価等については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重する。
- ⑧ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
執行役および使用人は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。監査委員会は、必要に応じて、執行役および使用人からヒアリングを実施する機会を与えられる。

- ⑨ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査委員は、監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - (ii) 代表執行役および会計監査人は、それぞれ監査委員と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表執行役、会計監査人および監査委員の間で相互認識を深める。
 - (iii) 監査委員は、執行役等の職務の執行の監督の目的から、経営にかかわる重要な会議に出席する機会を、また必要に応じて、議事録・会議資料等を閲覧する機会を与えられる。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当については、当社の事業計画に必要な資金需要、業績、キャッシュ・フローのバランスを総合的に勘案し、自己資本比率、株主資本利益率等の財務指標を適切な水準に維持し、経営の自由度を確保しながら、安定的な配当の継続により株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。この方針に基づき当面、配当性向は概ね40%を目指します。なお、配当にかかわる事務コストを最小化するため、配当の実施は年1回期末のみとさせていただきます。剰余金の配当方法については金銭での配当といたします。

自己株式の取得、準備金の額の減少、剰余金のその他の処分については、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切な対応を検討いたします。

なお、当期の配当金につきましては、1株当たりの期末配当金を75円とさせていただきます。

貸借対照表

(平成24年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	44,488	1. 買掛金	9,470
2. 受取手形	15	2. 未払金	3,384
3. 売掛金	19,291	3. 未払法人税等	8,904
4. 有価証券	2,005	4. 未払消費税等	963
5. 商品及び製品	0	5. 前受金	25,795
6. 前払費用	157	6. 預り金	78
7. 繰延税金資産	1,986	7. 賞与引当金	1,825
8. 未収入金	410	8. 役員賞与引当金	21
9. その他	22	9. 製品保証引当金	160
10. 貸倒引当金	△2	10. その他	358
流動資産合計	68,375	流動負債合計	50,963
		II 固定負債	
		そ の 他	91
		固定負債合計	91
		負債合計	51,054
II 固定資産		(純資産の部)	
1. 有形固定資産		I 株主資本	
(1) 建物	14,215	1. 資本金	22,301
(2) 工具、器具及び備品	1,067	2. 資本剰余金	
(3) 土地	26,057	資本準備金	5,652
有形固定資産合計	41,340	資本剰余金合計	5,652
2. 無形固定資産		3. 利益剰余金	
(1) ソフトウェア	20	その他利益剰余金	31,595
(2) その他	0	繰越利益剰余金	31,595
無形固定資産合計	20	利益剰余金合計	△23
3. 投資その他の資産		4. 自己株	59,526
(1) 投資有価証券	173	II 評価・換算差額等	
(2) 繰延税金資産	330	その他有価証券評価差額金	△22
(3) 差入保証金	1,229	評価・換算差額等合計	△22
(4) 破産更生債権等	0	III 新株予約権	934
(5) その他	32	純資産合計	60,438
(6) 貸倒引当金	△9	負債・純資産合計	111,493
投資その他の資産合計	1,757		
固定資産合計	43,117		
資 産 合 計	111,493		

損 益 計 算 書

(平成23年6月1日から
平成24年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	142,919
売 上 原 価	71,523
売 上 総 利 益	71,395
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	30,963
営 業 利 益	40,432
営 業 外 収 益	102
営 業 外 費 用	54
経 常 利 益	40,480
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	44
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6
特 別 利 益 合 計	51
特 別 損 失	
事 業 構 造 改 善 費 用	19
特 別 損 失 合 計	19
税 引 前 当 期 純 利 益	40,512
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16,654
法 人 税 等 調 整 額	148
当 期 純 利 益	23,709

株主資本等変動計算書

(平成23年6月1日から)
(平成24年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	22,301	33,739	33,739	1,000	28,365	29,365	△ 22	85,383	
当 期 変 動 額									
剰余金(その他資本剰余金)の配当		△ 28,087	△ 28,087					△ 28,087	
利益準備金の取崩				△ 1,000	1,000	—		—	
剰余金の配当					△ 21,478	△ 21,478		△ 21,478	
当 期 純 利 益					23,709	23,709		23,709	
自己株式の取得							△ 0	△ 0	
自己株式の処分						△ 0	△ 0	0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 28,087	△ 28,087	△ 1,000	3,230	2,230	△ 0	△ 25,857	
当 期 末 残 高	22,301	5,652	5,652	—	31,595	31,595	△ 23	59,526	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△ 19	812	86,176
当 期 変 動 額			
剰余金(その他資本剰余金)の配当			△ 28,087
利益準備金の取崩			—
剰余金の配当			△ 21,478
当 期 純 利 益			23,709
自己株式の取得			△ 0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 3	122	119
当 期 変 動 額 合 計	△ 3	122	△ 25,737
当 期 末 残 高	△ 22	934	60,438

個別注記表

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	……………	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの	……………	株式：移動平均法による原価法 債券：償却原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物	……………	定額法
工具、器具及び備品	……………	定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	……………	5年～38年
工具、器具及び備品		
パーソナルコンピュータ	……………	2年
サーバー	……………	3年
その他	……………	5年～15年

(2) 無形固定資産

…………… 定額法
なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

3. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品のアフターサービスの費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を、過去の実績を基礎として計上しております。

4. 収益の計上基準

コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェア売上について、進行基準を適用しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[追加情報]

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

[貸借対照表注記]

有形固定資産の減価償却累計額 6,238百万円

[損益計算書注記]

関係会社との取引

営業取引

売上高

620百万円

仕入高

139百万円

[株主資本等変動計算書注記]

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式 普通株式	127,097	—	—	127,097
自己株式 普通株式	4	0	0	5

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年7月21日 取締役会	普通株式	21,478	利益剰余金	169	平成23年5月31日	平成23年8月26日
		28,087	資本剰余金	221	平成23年5月31日	平成23年8月26日
	合計	49,566		390		

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成24年7月20日取締役会

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	9,531	利益剰余金	75	平成24年5月31日	平成24年8月9日

3. 新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成14年10月1日	普通株式	137,200株
平成15年10月1日	普通株式	150,300株
平成16年10月1日	普通株式	147,900株
平成17年10月1日	普通株式	178,600株
平成18年12月25日	普通株式	161,300株
平成19年10月15日	普通株式	185,500株
平成20年6月30日	普通株式	17,000株
平成20年10月15日	普通株式	118,700株
平成21年1月15日	普通株式	2,500株
平成21年10月15日	普通株式	136,400株
合 計		1,235,400株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

[税効果会計注記]

1. 繰延税金資産の主な発生原因別内訳

平成24年5月31日現在
(単位：百万円)

(流動の部)	
繰延税金資産	
未払金	186
未払事業税	634
前受金	183
賞与引当金	693
その他	287
繰延税金資産合計	1,986
(固定の部)	
繰延税金資産	
減価償却費超過額	231
投資有価証券	21
その他有価証券評価差額金	12
その他	65
繰延税金資産合計	330

2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。

当事業年度の税金費用の計算にあたり、平成24年6月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、変更後の法定実効税率を適用して繰延税金資産及び繰延税金負債を計算しております。

なお、この変更による影響額は、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金の管理・運用については、当社が定める資金管理・運用規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、高格付の円貨建有価証券への投資及び高格付の金融機関への資金預入等に限定し、高い安全性と適切な流動性の確保をはかっております。また、デリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当社の与信管理規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握することにより、リスクの軽減をはかっております。

有価証券及び投資有価証券は価格変動リスク及び信用リスクに晒されておりますが、高格付の円貨建有価証券への投資に限定すること、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することなどにより、リスクの軽減をはかっております。

営業債務である買掛金は、短期に決済されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	44,488	44,488	—
(2) 受取手形、売掛金及び未収入金	19,716		
貸倒引当金(*)	△2		
差引	19,713	19,713	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,070	2,070	—
資産計	66,272	66,272	—
(1) 買掛金	9,470	9,470	—
(2) 未払金	3,384	3,384	—
(3) 未払法人税等	8,904	8,904	—
負債計	21,758	21,758	—

(*) 受取手形、売掛金及び未収入金に対する貸倒引当金であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形、売掛金及び未収入金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる主な金融商品

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	108百万円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(3)有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

[関連当事者との取引に関する注記]

兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	Oracle America, Inc.	—	オラクルグループ会社間取引の資金決済及び資金貸付け	短期貸付金の回収 (注) 1	37,986	短期貸付金	—
				オラクルグループ会社間取引の資金決済 (注) 2	21,158	買掛金	5,918
					18,932	未払金	1,590
	オラクル・インターナショナル・コーポレーション	—	販売代理店契約の締結	ロイヤルティ料の支払 (注) 3	34,290	買掛金	3,450

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
なお、当該取引による受取利息額は17百万円（当期計上額は14百万円）です。
- オラクル・コーポレーションのグループ会社間取引（オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの取引を除く）の資金決済については、Oracle America, Inc. の口座を通じて決済されております。上記買掛金及び未払金における取引金額は決済金額であり、その主なものは親会社の子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社（東京都港区）に対する支払ロイヤルティ（当期計上額 9,650百万円）及びハードウェア・システムズ部門に係る商品等の仕入（当期計上額 12,461百万円）であります。なお、当該ロイヤルティの料率及び商品等の仕入価格については、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。
- ロイヤルティ料については、オラクル製品の売上高の一定割合によっており、その料率はオラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 468.20 円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 186.55 円 |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年7月19日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸 田 彰 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 一 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本オラクル株式会社の平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第27期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 7月20日

日本オラクル株式会社 監査委員会

監査委員	デレク・エイチ・ウイリアムズ	Ⓔ
監査委員	ジョン・エル・ホール	Ⓔ
監査委員	エリック・アール・ボール	Ⓔ
監査委員	グレゴリー・アール・デイヴィス	Ⓔ
監査委員	大 岸 聡	Ⓔ
監査委員	村 山 周 平	Ⓔ

(注) 監査委員は全員、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	えんどう たかお 遠藤 隆雄 (昭和29年1月19日生)	昭和52年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成13年3月 同社取締役 インダストリアル・サービス事業部長 平成14年4月 同社取締役 アジア・パシフィック インダストリアル・サービス・セクター担当 平成16年3月 同社常務執行役員 インダストリアル 事業担当 平成18年1月 同社常務執行役員 BT0事業担当 平成19年8月 同社退職 平成20年6月 当社入社 社長執行役員 最高経営責任者 オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント（現任） 平成20年8月 当社取締役 代表執行役 社長 最高 経営責任者（現任）	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
2	<p style="text-align: center;">の さ か し げ る 野 坂 茂 (昭和28年9月12日生)</p>	<p>昭和51年4月 丸紅株式会社入社 平成元年12月 アップルコンピュータ株式会社入社 平成8年3月 アラガン株式会社入社 平成8年11月 日本通信株式会社入社 上席執行役員 最高財務責任者 平成14年4月 当社入社 CEO直属バイス・プレジデ ント財務担当 平成14年8月 当社取締役 常務執行役員最高財務責 任者ファイナンス本部長 平成16年6月 当社取締役 専務執行役員最高財務責 任者ファイナンス・インフラ開発・ア プリケーションIT担当兼ファイナンス 本部長 平成17年11月 当社退職 平成19年10月 当社入社 専務執行役員 最高財務責 任者 ファイナンス担当兼IT・総務担 当兼ファイナンス本部長 平成20年8月 当社取締役 執行役 専務 最高財務 責任者 ファイナンス・ファシリテ イ・IT・経営監査統括 平成23年6月 当社取締役 執行役 副社長 最高財 務責任者 管理部門統括 (現任)</p>	2,700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
3	デレク・エイチ・ ウイリアムズ (昭和19年12月30日生)	昭和36年4月 アイ・ティー・アンド・ティー・クリ ード (UK) 入社 昭和44年4月 パーカー・ベン (UK) データ・プロセ シング・マネジャー 昭和52年10月 システムソルブ (UK) ディレクター 昭和60年12月 ユニソフト (UK) ディレクター 昭和63年10月 オラクル・コーポレーション (UK) リージョナル・ディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション バイ ス・プレジデント アジア・パシフィ ック統括 平成5年7月 同社 シニア・バイス・プレジデント アジア・パシフィック統括 平成12年10月 同社 エグゼクティブ・バイス・プレ ジデント アジア・パシフィック統括 平成13年8月 当社取締役 (現任) 平成18年6月 オラクル・コーポレーション チェア マン アンド エグゼクティブ・バイ ス・プレジデント アジア・パシフィ ック アンド ジャパン 平成20年6月 同社 エグゼクティブ・バイス・プレ ジデント ジャパン セールス アン ド コンサルティング 平成22年6月 同社 エグゼクティブ・バイス・プレ ジデント (現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
4	ジョン・エル・ホール (昭和29年10月30日生)	<p>昭和52年1月 インターナショナル・ビジネス・マシー ンズ・コーポレーション (IBM) 入 社</p> <p>平成4年9月 ユニシス・コーポレーション オープ ンシステム セールス&マーケティング ディレクター</p> <p>平成6年10月 オラクル・コーポレーション コーポ レート・グローバル・アライアンス・ マネジャー</p> <p>平成8年6月 同社 パイス・プレジデント オラク ル・アジア・パシフィック・アライア ンス</p> <p>平成9年3月 同社 マネージング・ディレクター オラクル・タイランド</p> <p>平成9年9月 同社 シニア・バイス・プレジデント オラクル・ワールドワイド・アライア ンス</p> <p>平成11年4月 同社 シニア・バイス・プレジデント オラクル・ユニバーシティ (現任)</p> <p>平成15年8月 当社取締役 (現任)</p>	一株
5	エリック・アール・ポール (昭和39年1月3日生)	<p>昭和63年3月 エイ・ティー・アンド・ティー・コー ポレーション入社</p> <p>平成6年6月 エイブリー・デニソン・コーポレーシ ョン コーポレート・ファイナンス マネジャー</p> <p>平成9年6月 エイブリー・デニソン・ファスナー・ ディビジョン (UK) ファイナンス ディレクター</p> <p>平成11年11月 シスコ・システムズ・インク コーポ レート・ファイナンス ディレクター アシスタント・トレジャラー</p> <p>平成13年5月 フレクストロニクス・インターナショ ナル・リミテッド アシスタント・ト レジャラー</p> <p>平成17年5月 オラクル・コーポレーション バイ ス・プレジデント トレジャラー</p> <p>平成18年8月 当社取締役 (現任)</p> <p>平成23年11月 オラクル・コーポレーション シニ ア・バイス・プレジデント トレジャ ラー (現任)</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
6	グレゴリー・アール・デイヴィス (昭和29年8月11日生)	昭和47年1月 クーパーズアンドライブランド オーストラリア入社 昭和63年10月 オラクル・コーポレーション・オーストラリア・ピーティワイ・リミテッド ファイナンスマネジャー 平成元年6月 同社 ファイナンスディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション アジア パシフィック ファイナンスディレクター 平成8年6月 同社 アジア・パシフィック バイス・ プレジデント ファイナンス 平成13年6月 同社 アジア・パシフィック アンド ジャパン バイス・プレジデント フ ァイナンス (現任) 平成17年3月 日本オラクルインフォメーションシス テムズ株式会社 取締役 平成19年8月 当社取締役 (現任)	一株
7	おおざし さとし 大岸 聡 (昭和32年3月18日生)	昭和56年12月 第一東京弁護士会登録 昭和56年12月 西村眞田法律事務所 (現西村あさひ法 律事務所) 入所 昭和62年1月 西村眞田法律事務所 (現西村あさひ法 律事務所) パートナー (現任) 平成17年4月 東海大学法科大学院 教授 (平成20年3月退任) 平成17年4月 のぞみ債権回収株式会社 取締役 (現 任) 平成23年8月 当社取締役 (現任) 平成24年6月 野村不動産ホールディングス株式会社 社外監査役 (現任) 野村不動産株式会社 社外監査役 (現 任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
8	むらやま しゅうへい 村山 周平 (昭和24年10月22日生)	昭和47年4月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 昭和51年3月 公認会計士登録 昭和53年8月 同ロサンジェルス事務所 昭和61年7月 同パートナー 平成5年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)ニューヨーク事務所 平成8年8月 同那覇事務所 平成12年8月 同東京事務所 平成23年7月 有限責任監査法人トーマツ 退職 平成23年8月 公認会計士村山周平事務所 所長(現任) 平成23年8月 当社取締役(現任)	一株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間の特別の利害関係

- (1) デレク・エイチ・ウィリアムズ氏は米国オラクル・コーポレーションのエグゼクティブ・バイス・プレジデントを、ジョン・エル・ホール氏およびエリック・アール・ボール氏は同社シニア・バイス・プレジデントを兼務しており、当社は同社を中心とする企業集団に属しております。同社は、当社の特定関係事業者であり、当社と同社との関係は「提供書面」の「1. 会社の現況に関する事項 (5) 重要な親会社および子会社の状況 ①親会社との関係」をご参照ください。
- (2) グレゴリー・アール・デイヴィス氏は、オラクル・コーポレーション・オーストラリア・ピーティワイ・リミテッドに勤務し、米国オラクル・コーポレーションのアジア・パシフィック アンド ジャパン バイス・プレジデント ファイナンスを兼務しております。オラクル・コーポレーション・オーストラリア・ピーティワイ・リミテッドは、当社と同じく米国オラクル・コーポレーションを中心とする企業集団に属しており、当社の特定関係事業者であります。

2. 社外取締役候補者に関する事項

- (1) デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホール、エリック・アール・ボール、グレゴリー・アール・デイヴィス、大岸聡および村山周平の各氏は社外取締役候補者であります。
- (2) 社外取締役候補者とした理由
デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホール、エリック・アール・ボールおよびグレゴリー・アール・デイヴィスの各氏は、当社の提供する製品・サービスに精通した立場から、当社の経営に対する有用な助言をいただくと同時に、当社と米国オラクル・コーポレーションとの連携を緊密に行うためであります。
大岸聡氏は弁護士の資格を、村山周平氏は公認会計士の資格を有し、両氏とも弁護士あるいは公認会計士としての豊富な経験を通じて、企業法務や企業会計に関する経験と見識を有しており、社外取締役として当社の経営に関する適切な助言や監督をいただけるものと判断しております。

(3) 社外取締役役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）

デレク・エイチ・ウィリアムズ	11年
ジョン・エル・ホール	9年
エリック・アール・ボール	6年
グレゴリー・アール・デイヴィス	5年
大岸 聡	1年
村山 周平	1年

(4) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、会社役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮でき、また社外役員として有能な人材を招聘できるよう、社外役員との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約の概要は「提供書面」の「4. 会社役員に関する事項 (3) 社外役員に関する事項 ③責任限定契約の内容の概要」をご参照ください。現任の社外取締役各氏とは当該責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

3. 大岸聡氏および村山周平氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員要件を満たしております。

上記8氏を取締役候補者とする理由は、各氏は各分野における経験と知見に基づき、取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等について十分な役割を果たしており、引き続き取締役として任務を果たしていただくことが適切であると指名委員会において判断いたしました。また、大岸聡氏および村山周平氏は弁護士あるいは公認会計士としての豊富な経験を通じて、企業法務や企業会計に関する経験と見識を有しており、当社の経営に関する適切な助言や監督をいただくことで、社外取締役としての職務を適切に遂行できると指名委員会において判断いたしました。

第2号議案 取締役、執行役および従業員に新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役、執行役、従業員を対象とするストックオプションとして新株予約権を割り当てることおよび募集事項の決定を取締役会または取締役会の決議により委任を受けた執行役に委任することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

1. 新株予約権割当の対象者

当社取締役、執行役、従業員

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式330,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

上記に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後払込金額は、当該株主総会の承認の直後に、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した新株予約権者（かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。）に対しては、交付する株式数を次の算式により調整し、この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前払込金額} - \text{調整後払込金額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後払込金額}}$$

また、割当日後、普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く。）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、合併または会社分割等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後10年を経過する日まで。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に定める資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

3. 新株予約権の数

3,300個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、2.(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする。

5. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社取締役、執行役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施するため。

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役、従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役、従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

- ① 新株予約権の割当日から2年経過した日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当日から4年経過した日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

7. 新株予約権の取得事由

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

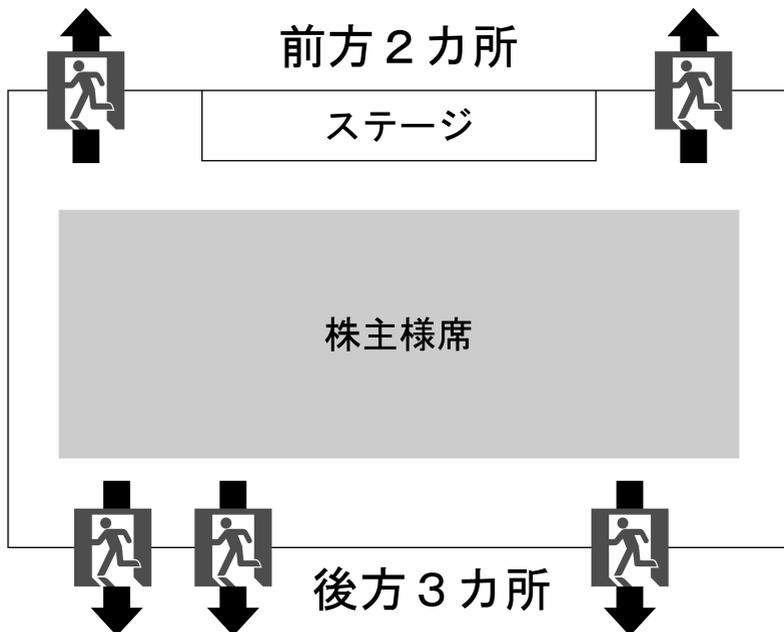
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. その他

その他の新株予約権の募集事項および細目については、本総会決議および今後の取締役会または取締役会の決議により委任を受けた執行役の決定に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。

以 上

議場内非常口のご案内



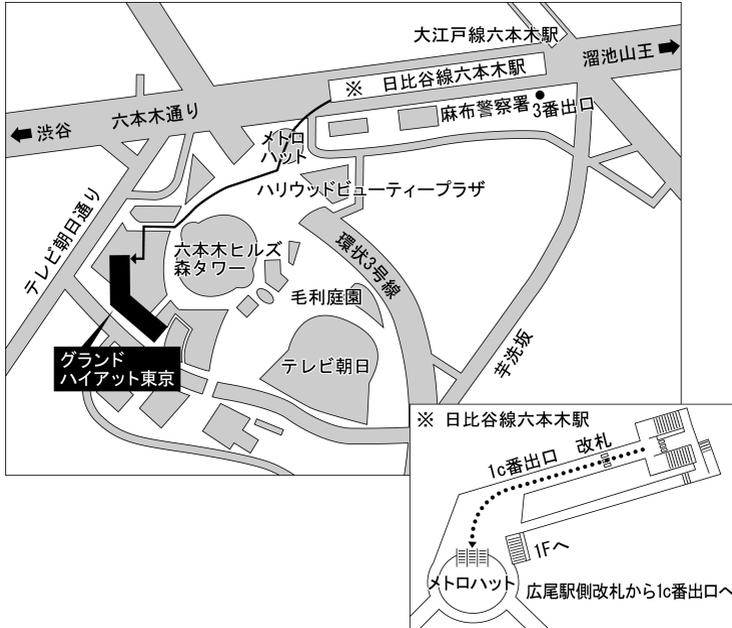
避難が必要な時には係が指示・誘導いたします。

その他のお願い

災害等、不測の事態が発生した場合には、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、ご来場の際には上掲あるいは会場内の避難通路のご案内も確認いただきますようお願い申し上げます。なお、場内の空調を弱めに設定し、また、役員および運営スタッフも軽装で対応させていただく予定です。ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都港区六本木六丁目10番3号
グランド ハイアット 東京
3階「グランドボールルーム」
電話 (03) 4333-1234



(交通のご案内)

- ・東京メトロ 日比谷線「六本木駅」1c番出口より 徒歩3分
- ・都営地下鉄 大江戸線「六本木駅」3番出口より 徒歩5分

お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。